
プロジェクト リース

項目 第 521 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 521 回企業会計基準委員会（2024 年 3 月 5 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

注記事項

（注記事項の追加の要否）

借手のリース期間

2. 事務局提案に同意する。借手のリース期間の開示に関して、リース会計基準の注記事項として定めた場合には企業の開示目的に照らした判断に委ねられ、リース会計基準の注記事項として定めない場合には企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」における開示の対象となれば会計上の見積りの開示が行われることになる点を結論の背景に記載すべきと考える。
3. 開示目的を達成するために必要な情報は、本適用指針案第 91 項に例示されており、借手のリース期間をこの例示に含めることができるか検討いただきたい。

（短期リースに関する注記）

4. 短期リースの注記について、短期リースかつ少額リースは含めず注記する例外を設ける提案及び短期リースに少額リースを合算する注記する例外を設けない事務局提案について、財務諸表作成者の実務上の負担を考慮した上で情報の有用性も確保されていると考えられるため同意する。

以 上